

検査事務取扱要綱

目次

- 第1章 総則（第1条～第3条）
- 第2章 工事の検査（第4条～第11条）
- 第3章 業務委託の検査（第12条）
- 第4章 物件の検査（第13条～第17条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、別に定めるものを除き、総務部契約検査課で行う検査に関し必要な事項を定めるものとする。

（検査の種類）

第2条 契約検査課で行う検査の種類は、次のとおりとする。ただし、緊急その他の事由により必要がある場合は、検査を担当する課長（以下「検査担当課長」という。）は、工事担当課長等と協議の上、契約検査課で行う検査の対象から外することができる。

- （1） 随時検査 工事の施工中に、施工体制、安全管理及び品質管理等の向上を図り、もって不良工事の防止等を目的に行う検査をいう。
- （2） 出来高検査 工事等の既済部分の契約金の部分払請求により、それに係る出来高を確認する検査をいう。
- （3） 部分検査 工事等の既済部分の部分使用をしようとする箇所の検査をいう。
- （4） 中間技術検査 完成後に検査しがたい部分のある工事で、特に重要な部分（検査実施点は別表第1を原則とする。）及び別表第2に掲げる工事について行う検査をいう。
- （5） 完成検査 工事等が完成したときに行う検査をいう。
- （6） 手直し検査 検査において手直しを指示したときに、当該手直しの完了後に行う検査をいう。
- （7） 完納検査 物品の完納その他の給付の完了を確認する検査をいう。

（検査担当員）

第3条 契約検査課に属する職員（検査に係る事務を処理する者に限る。次項において同じ。）は、検査担当員とする。

- 2 市長は、前項に規定するもののほか、契約検査課に属する職員以外のものを検査担当員として指名することができる。
- 3 工事の検査、業務委託（工事関連の測量、設計、地質調査等の業務委託をいう。）の検査及び物件の検査は、検査担当員が当たるものとする。
- 4 検査担当員は、検査担当課長の命を受けて検査事務に従事しなければならない。
- 5 検査担当員は、契約書、仕様書、設計図書その他関係書類（電磁的な方法による記録を含む。以下「関係図書」という。）に基づき、厳正な態度をもって公正かつ綿密に検査しなければならない。

第2章 工事の検査

（工事検査台帳）

第4条 検査担当課長は、工事の請負契約を締結したとき、又は契約内容を変更したときは、工事検査台帳（様式第1号）にその内容を記載しなければならない。

（検査の手続）

第5条 工事担当課長は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに工事検査依頼書（様式第2号）に検査に必要な書類を添えて検査担当課長に提出し、検査を依頼しなければならない。

- （1） 受注者から完成届の提出があったとき。
 - （2） 受注者から工事等の既済部分の契約金の部分払請求があったとき。
 - （3） 工事完成前において検査することが必要と認められるとき。
- 2 検査担当課長は、前項の依頼があったときは、速やかに検査の日時を決定し、工事検査実施通知

書（様式第3号）により工事担当課長に通知しなければならない。

（検査の中止）

第6条 検査担当員は、次に掲げる場合は、工事検査を中止し、又は取りやめることができる。

- （1）立ち会うべき者が立ち会うことができないとき。
- （2）残工事又は手直し工事が甚だしく、検査に値しないとき。
- （3）検査に必要な関係図書が提出されないとき。
- （4）検査担当員の職務執行を妨害され、又はそのおそれがあるとき。
- （5）その他必要があると認めるとき。

（検査の立会い）

第7条 出来高検査、部分検査、中間技術検査、完成検査及び手直し検査は、工事担当課の係長及び現場監督職員が立ち会うとともに、工事担当課長は、当該工事の受注者（又は現場代理人）及び主任技術者を立ち合わせなければならない。ただし、検査担当員がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

2 随時検査においては、関係者の立会いを求めることができる。

（随時検査）

第8条 検査担当課長は、工事施工中において検査担当員を工事現場に出張させ、随時検査を実施することができる。

（破壊検査等）

第9条 検査担当員は、検査の執行に当たり必要があると認めるときは、検査目的物の一部を破壊し、又は掘削する等の方法により検査することができる。

（検査後の処置）

第10条 検査担当員は、随時検査が終了したときは随時検査調書（様式第4号）を、出来高検査、部分検査、中間技術検査又は完成検査が終了したときは工事検査報告書（様式第5号）をそれぞれ作成し、検査担当課長に報告しなければならない。

2 検査担当課長は、随時検査の結果、指摘事項があるときは、検査指摘事項通知書（様式第6号）により工事担当課長に通知しなければならない。

3 検査担当課長は、第1項の報告により出来高検査に合格したときは工事出来高検査確認書（様式第7号）を、部分検査又は中間技術検査に合格したときは工事（部分・中間技術）検査確認書（様式第8号）を、完成検査に合格したときは工事完成検査確認書（様式第9号）を作成し、それぞれ工事担当課長へ送付しなければならない。

4 検査担当課長は、工事の完成検査の実施状況を工事検査実施状況調書（様式第10号）により1月ごとに市長に報告しなければならない。

（工事の手直し）

第11条 検査担当課長は、出来高検査、部分検査、中間技術検査又は完成検査において、重要な構造物等の大規模な手直しを必要とする箇所があると認めるとき、又は受注者の故意若しくは重大な過失により手直しが必要となったときは、小田原市契約規則（昭和39年小田原市規則第22号）第47条第2項の規定に基づき、工事手直し指示書（様式第11号）により受注者に工事の手直しを指示しなければならない。

2 検査担当課長は、前項の指示を行ったときは、工事手直し指示事項通知書（様式第12号）により工事担当課長に通知しなければならない。

3 受注者は、第1項の規定による手直し工事が完了したときは、工事手直し完了届（様式第13号）によりその旨を工事担当課長に届け出なければならない。

4 工事担当課長は、前項の届け出を受けたときは、これを確認し、工事手直し確認書（様式第14号）を検査担当課長に提出しなければならない。

5 検査担当課長は、前項の提出を受けたときは、手直し検査をしなければならない。

6 検査担当課長は、手直しが軽易かつ微少であるものについては、工事担当課長の確認をもって手直し検査に代えることができる。

第3章 業務委託の検査

第12条 業務委託の検査については、第2章の規定（第8条の規定を除く。）を準用する。

第4章 物件の検査

(物件検査台帳)

第13条 検査担当課長は、物件の供給契約を締結したとき、又は契約内容を変更したときは、物件検査台帳(様式第15号)にその内容を記載しなければならない。

(検査の手続)

第14条 主管課長は、受注者から物件の納入の連絡を受けたときは、速やかに検査担当課長に連絡し、検査を受けなければならない。

2 検査担当課長は、前項の規定により連絡を受けたときは、主管課長と協議の上、検査日時を定めなければならない。

(検査の立会い)

第15条 物件の検査は、受注者及び主管課職員の立会いの上で行われなければならない。

(検査後の処置)

第16条 検査担当員は、検査が終了したときは、物件検査報告書(様式第16号)を作成し、検査担当課長に報告しなければならない。

2 検査担当課長は、前項の報告により物件が検査に合格したときは、物件完納検査確認書(様式第17号)を作成し、主管課長へ送付しなければならない。

3 検査担当課長は、物件の検査の実施状況を物件完納検査実施状況調書(様式第18号)により1月ごとに市長に報告しなければならない。

(物件の手直し)

第17条 検査担当課長は、物件の完納検査において、破損、変質、性能の低下その他の事故が生ずるおそれがあると認めるときは、小田原市契約規則(昭和39年小田原市規則第22号)第47条第2項の規定に基づき、物件手直し指示書(様式第19号)により受注者に物件の手直しを指示しなければならない。

2 検査担当課長は、前項の指示を行ったときは、物件手直し指示事項通知書(様式第20号)により主管課長に通知しなければならない。

3 受注者は、第1項の規定による手直しが完了したときは、物件手直し完了届(様式第21号)によりその旨を主管課長に届け出なければならない。

4 主管課長は、前項の届出を受けたときは、これを確認し、物件手直し確認書(様式第22号)を検査担当課長に提出しなければならない。

5 検査担当課長は、前項の届出を受けたときは、手直し検査をしなければならない。

6 検査担当課長は、手直しが軽易かつ微少であるものについては、第4項の確認をもって手直し検査に代えることができる。

附 則

この要綱は、昭和45年10月23日から適用する。

附 則(昭和52年4月1日)

この要綱は、昭和52年4月1日から施行し、改正後の第2章の規定は、昭和51年11月1日から適用する。

附 則(昭和54年10月24日)

この要綱は、昭和54年11月1日から適用する。

附 則(昭和60年12月1日)

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則(昭和61年7月1日)

この要綱は、昭和61年7月1日から施行する。

附 則(平成7年4月1日)

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成10年4月1日抄)

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成18年4月1日)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年11月1日)

この要綱は、平成19年11月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年5月1日）

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

附 則（平成25年6月1日）

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

附 則（平成29年4月1日）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月1日）

この要綱は、平成29年12月1日から施行する。

附 則（平成30年4月1日要綱第63号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月1日要綱第41号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日要綱第13号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

工種	検査実施点（施工上重要な変化点）
道路	1. 重要なコンクリート構造物の基礎工及び配筋完了時
	2. 地盤改良完了時
	3. 上層路盤完了時
橋梁	1. 下部工の基礎工完了時
	2. PC橋上部工のポストテンション桁配筋及び緊張時
	3. 鋼橋上部工の仮組検査（簡易なものを除く）及び床版配筋完了時
河川・水路	1. 重要なコンクリート構造物の基礎工及び配筋完了時
地滑り・急傾斜	1. 鉄筋構造物の配筋完了時
	2. アンカー工完了時
	3. 杭打工溶接完了時
	4. モルタル注入完了時
下水道	1. 処理場及びポンプ場の基礎工及び配筋完了時
	2. シールド一次覆工完了時
	3. シールド及び推進工事の立坑到達時
水道	1. 重要なコンクリート構造物の基礎工及び配筋完了時
	2. 主要機器（ポンプ、発電機等）の性能検査
土木塗装	1. 大規模な塗装工のケレン完了時
建築 （外構造園含む）	1. 主要構造物の杭打ち完了時
	2. 新築及び改築（増築含む）配筋完了時
設備	1. 新築及び改築（増築含む）配筋完了時
	2. 主要機器（ポンプ、送風機、発電機等）の性能検査
その他	1. 埋戻しを行い、構造の重要な部分が不可視となる前 2. 3箇年以上にわたる債務負担行為による工事の年度末における既済部分（出来高検査を実施するときを除く）

別表第2（第2条関係）

1 大規模工事 ・当初契約金額7,000万円以上の工事

様式第4号（第10条関係）
 様式第4号（第10条関係）

随時検査調書

契約 No.

検査日時	年 月 日 AM PM	検査員	
工事名			
工事場所		契約金額	円
契約工期	着手： 年 月 日	受注者 (現場代理人) (主任技術者)	
	完成： 年 月 日		
工事担当課		監督員	
確認概要			
『施工体制の確認』			
・工事看板、案内標識等の設置状況		有 無	
・進捗状況		%	
・工期内完成見込み		OK NO	
・施工の良否		OK NO	
・施工体系図が掲げられているか (施工体制台帳、施工計画書が常備されているか)		有 無	
・建設業許可、労災保険、建退共の標識の提示		有 無	
・現場代理人が常駐されているか(理由がなく不在)		OK NO	
・コリンズ登録がされているか(500万円以上)		OK NO	
・主任(監理)技術者の専任の確認		有 無	
・競合工事との調整はどうか		OK NO	
『安全管理の確認』			
現場内外の安全管理 ・工事区域を明確にし、関係者以外の立ち入り防止処 置がなされているか。 ・交通誘導警備員の配置状況 ・仮設物等の確認(足場等)		OK NO	
・作業員の安全管理(ヘルメット、安全帯の着用)		OK NO	
・現場の整理整頓の状況		OK NO	
『施工状況の確認』			
・計画工程と実工程の対比がなされているか		OK NO	
・使用材料、養生等は適切か		OK NO	
・残土運搬等に過積載が見受けられるか		有 無	
『指示事項』 ・ ・	『特記事項』 ・ ・		

様式第5号 (第10条関係)
 様式第5号 (第10条関係)

年 月 日

受付番号	
検査番号	

工事検査報告書

検査が終了したので報告します。

検査の種類	完成 ・ 出来高 ・ 部分 ・ 中間技術
検査担当員	職名 氏名
検査年月日	年 月 日

工 事 名										
工 事 場 所	小田原市									
受 注 者 名										
契 約 金 額										円
着 手 年 月 日	年 月 日									
完 成 年 月 日	年 月 日									
検 査 立 会 者	担 当 課	職名 氏名								
		職名 氏名								
	受 注 者									
工 事 概 要 (検 査 概 要)										
検 査 所 見										
手 直 し	指示書第 号	完了期限	年 月 日							
		再検査日	年 月 日							

年 月 日

検査指摘事項通知書

課長 様

課長

次のとおり随時検査における指摘事項を通知します。

受 付 番 号						
工 事 名						
工 事 場 所	小田原市					
受 注 者 名						
契 約 金 額						円
完 成 年 月 日	年 月 日					
検 査 年 月 日	年 月 日					
検 査 立 会 者	契 約 検 査 課	職名 氏名				
	担 当 課	職名 氏名				
		職名 氏名				
	受 注 者					
指 摘 事 項	<input type="checkbox"/> 下記のとおり <input type="checkbox"/> 別紙のとおり					

年 月 日

工事出来高検査確認書 (第 回)

課長 様

課長

次の工事は、出来高検査に合格しました。

受 付 番 号					
検 査 番 号	-				
工 事 名					
工 事 場 所	小田原市				
受 注 者 名					
契 約 金 額					円
支 払 済 金 額					円
今 回 査 定 額					円
支 払 残 額					円
契 約 締 結 年 月 日	年 月 日				
契 約 工 期	年 月 日 から 年 月 日				
着 手 年 月 日	年 月 日				
出 来 高 査 定 年 月 日	年 月 日				
出 来 高 検 査 年 月 日	年 月 日				
支 払 済 金 額 内 訳	前 金 払 額				
	第 回 部 分 払 額				
	第 回 部 分 払 額				
	第 回 部 分 払 額				
検 査 立 会 者	担 当 課	職 名	氏 名		
		職 名	氏 名		
	受 注 者				
検 査 担 当 員	職 名	氏 名			

様式第8号 (第10条関係)

様式第8号 (第10条関係)

年 月 日

工事 (部分・中間技術) 検査確認書

課長 様

課長

次の工事は、(部分・中間技術) 検査に合格しました。

受付番号					
検査番号	-				
工事名					
工事場所	小田原市				
受注者名					
契約金額		┆	┆	┆	円
契約締結年月日	年 月 日				
契約工期	年 月 日 から 年 月 日				
着手年月日	年 月 日				
完成年月日	年 月 日				
検査年月日	年 月 日				
検査立会者	担当課	職名 氏名			
		職名 氏名			
	受注者				
検査担当員	職名 氏名				
工事概要 (検査概要)					
検査所見					

様式第9号 (第10条関係)

様式第9号 (第10条関係)

年 月 日

工事完成検査確認書

課長 様

課長

次の工事は、完成検査に合格しました。

受 付 番 号						
検 査 番 号	-					
工 事 名						
工 事 場 所	小田原市					
受 注 者 名						
契 約 金 額						円
支 払 済 金 額						円
今 回 支 払 額						円
契 約 締 結 年 月 日	年 月 日					
契 約 工 期	年 月 日 から 年 月 日					
着 手 年 月 日	年 月 日					
完 成 年 月 日	年 月 日					
検 査 年 月 日	年 月 日					
検 査 立 会 者	担 当 課	職名 氏名				
		職名 氏名				
	受 注 者					
検 査 担 当 員	職名 氏名					
手 直 し	指 示 書 第 号	完 了 期 限	年 月 日			
		再 検 査 日	年 月 日			

様式第 10 号 (第 10 条関係)

様式第 10 号 (第 10 条関係)

工事検査実施状況調書 (月分)

受付番号	検査番号	工事名	工事場所	受注者名	契約金額	工期	検査の種類	検査年月日	担当課

工事手直し指示書

受注者 様

課長 印

下記工事について検査を実施した結果、修補が必要ですので、手直しを指示します。については、完了期限内に指示どおり措置してください。

工 事 名	
工 事 場 所	小田原市
担 当 課	
完 成 年 月 日	年 月 日
検 査 年 月 日	年 月 日
手 直 し 完 了 期 限	年 月 日まで
手直し指示事項	

- (注意事項) ・手直しが完了したときは工事担当所管へ工事手直し完了届 (様式第 13 号) を提出すること。
・工事手直し完了届には関係資料及び写真 (手直し前・手直し中・完了後) を添付すること。

年 月 日

工事手直し指示事項通知書

課長 様

課長

下記工事について検査を実施した結果、修補が必要と認められたため、 年 月 日
付 番号 により受注者 に手直しを指示しましたので了知願います。

工 事 名	
工 事 場 所	小田原市
完 成 年 月 日	年 月 日
検 査 年 月 日	年 月 日
手 直 し 完 了 期 限	年 月 日まで
手直し指示事項	

年 月 日

工事手直し完了届

課長 様

受注者

下記の工事について、次のとおり手直しが完了しましたので届けます。

工 事 名	
工 事 場 所	小田原市
手 直 し 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
手 直 し 完 了 年 月 日	
手 直 し 指 示 事 項	
処 理 の 状 況	

(注意事項) 本届には関係資料及び写真(手直し前・手直し中・完了後)を添付すること。

年 月 日

工事手直し確認書

課長 様

課長

下記の工事について、次のとおり手直しの完了を確認しましたので報告するとともに検査を依頼します。

工 事 名	
工 事 場 所	小田原市
手 直 し 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
手 直 し 完 了 年 月 日	
手 直 し 指 示 事 項	
処 理 の 状 況	

※手直し完了届、関係資料及び写真（手直し前・手直し中・完了後）を添付すること。

様式第 16 号 (第 16 条関係)
 様式第 16 号 (第 16 条関係)

物件検査報告書

検査が終了したので報告します。

受 付 番 号					
検 査 番 号	-				
契 約 物 件					
受 注 者 名					
契 約 金 額		┆	┆	┆	円
納 入 場 所	小田原市				
契 約 締 結 年 月 日		年	月	日	
納 入 期 限		年	月	日	
納 入 年 月 日		年	月	日	
検 査 年 月 日		年	月	日	
検 査 立 会 者	主 管 課	職名 氏名			
		職名 氏名			
	受 注 者				
検 査 担 当 員	職名 氏名				
物 件 の 種 別	1 被 服	2 備 品	3 消 耗 品	4 印 刷	
	5 車 輛	6 薬 品	7 工 事 資 材	8 そ の 他	
手 直 し	指示書第 号	完 了 期 限	年 月 日まで		
		再 検 査 日	年 月 日		
特記事項					

年 月 日

物件完納検査確認書

課長 様

課長

次の物件は、完納検査に合格しました。

受 付 番 号					
検 査 番 号	-				
契 約 物 件					
受 注 者 名					
契 約 金 額		┆	┆	┆	円
納 入 場 所	小田原市				
契 約 締 結 年 月 日	年 月 日				
納 入 期 限	年 月 日				
納 入 年 月 日	年 月 日				
検 査 年 月 日	年 月 日				
検 査 立 会 者	主 管 課	職名 氏名			
		職名 氏名			
	受 注 者				
検 査 担 当 員	職名 氏名				

様式第 18 号 (第 16 条関係)

様式第 18 号(第 16 条関係)

物件完納検査実施状況調書 (月分)

受付番号	検査番号	件名	納入場所	受注者名	契約金額	納期	物件の種別	検査年月日	主管課

番 号
年 月 日

物件手直し指示書

様

課長

下記物件について検査を実施した結果、修補が必要ですので、手直しを指示します。ついては、完了期限内に指示どおり措置してください。

物 件 名	
納 入 期 限	年 月 日
主 管 課	
検 査 年 月 日	年 月 日
手 直 し 完 了 期 限	年 月 日まで
手直し指示事項	

- (注意事項) ・手直しが完了したときは物件発注所管へ物件手直し完了届 (様式第 21 号) を提出すること。
・物件手直し完了届には関係資料を添付すること。

年 月 日

物件手直し完了届

課長 様

受注者

下記の物件について、次のとおり手直しが完了しましたので届け出ます。

物 件 名	
納 入 場 所	
手 直 し 期 間	
手 直 し 完 了 年 月 日	
手 直 し 指 示 事 項	
処 理 の 状 況	

(注意事項) 関係資料を添付すること。

年 月 日

物件手直し確認書

課長 様

課長

下記の物件について、次のとおり手直しの完了を確認しましたので報告するとともに検査を依頼します。

物 件 名	
納 入 場 所	
手 直 し 期 間	
手 直 し 完 了 年 月 日	
手 直 し 指 示 事 項	
処 理 の 状 況	

※物件手直し完了届及び関係資料を添付すること。